

東京都個人タクシー協会 会報

乗って安心個人タクシー

第97回 理事会の焦点

個タク議連とともに要望の実現へ

開催日時 5月23日(金) 午後2時

場所 日個連会館

決議事項

- ① 令和6年度事業報告承認の件
- ② 令和6年度決算報告(案)承認の件
- ③ 第12回定時総会招集決定並びに提出議案承認の件
- ④ 第12回定時総会等「令和7年7月1日」のスケジュールに関する件
- ⑤ 令和7年度スローガン承認の件
- ⑥ 特定地域街頭営業ルール実施要綱一部改定承認の件
- ⑦ 適正営業ハンドブック(第8版)作成の件

理事会冒頭、櫻井会長から「東京都より11月に開催されるデフリンピックへの協力要請がありました。詳細が出ましたらまた報告させていただきます。

また本日の個タク議連総会の報告にも関わりますが、先日開催された東京ハイヤー・タクシー協会の総会でライドシェアに関する説明がありました。東京における配車率が95%以上になったということです。しかし、東京特別区・武三地区では日本版ライドシェアに41万件もの配車が流れてしまっている状況でもあります。

す。その点も踏まえて、全国的に配車率が90%を超えるように法人業界と足並みをそろえつつ、『ライドシェア新法反対』の声を上げ続けて、事態の収束を図りたいと思います」と挨拶がありました。

個タク議連総会に提出した要望

4月22日に行われた個タク議連総会で、Uターン・イターンの状況説明とともに、以下の要望を伝えました。

①米国型ライドシェア導入の阻止

米国型のライドシェアは事故が発生した時の対応が不明であり、乗客の安全性を確保できない。自家用自動車と事業用自動車では、車両にかかる費用負担やその他、安全を担保するための方策において大きな違いがある。ライドシェアを解禁して新しいシステムを導入するより、個人タクシー制度を拡充することが先だと考える。

②75歳の事業許可の特例延長

75歳の定年制度は保持しつつ、一定の要件(タクシー運行に係る安全性・利便性を担保すること等)を満たした事業者について、1年単位の事業許可期限の延長を認めていただきたい。

③運転経歴要件10年以上の緩和

「議員の方々を巻き込んで、要望を実現させていく」と話す櫻井会長



30〜40歳代の働き手にとって、年収が全産業平均より低いとされるタクシー運転手を続けることが困難と言われている。特に地方では顕著な傾向となっているので、地域の実情を勘案し、個人タクシー参入の運転経歴要件を柔軟に短縮することによりタクシー不足解消の一助になると考える。

④新規申請の通年受付

個人タクシーの新規許可の申請期間は、毎年9月の1カ月のみとなっている。法人タクシーと同様に通年の新規許可申請受付をお願いしたい。

決議事項は原案通り可決承認されました。

都内個人タクシー現況(令和7年5月1日現在)

許可事業者数 9,095名

(特別区、武三8,740名 北多摩123名 南多摩232名)

傘下事業者数 8,612名

(特別区、武三8,264名 北多摩118名 南多摩230名)

※集計方法は運輸行政と異なります。

令和6年度セーフティドライブ・コンテスト 結果報告

安全運転・事故防止の

徹底を図るため、令和6

年度警視庁主催のセー

フティドライブ・コンテ

ストに121組605

名の参加がありました。

そのうち、無事故・無違

反の達成チームは89組、

達成率は73・6%と、昨

年度を3・7%上回りま

した。

【5年連続達成：1団体】

● 都心支部

● 品川第二支部

● 渋谷支部

● 文京第二支部

● 武三支部

● 目黒第一支部

● 野方支部

● 城南支部

● 板橋支部

● 亀戸支部

● 城東支部

● 事業団支部

● 新東京支部（日）

● 都民同盟

【2年連続達成：7団体】

● 北第二支部

● 練馬支部

● 墨東支部

● 新東京支部（東）

● 足立支部

● 第一事業団支部

● 全個人協議会

【8年連続達成：3団体】

● 石神井支部

● 城北支部

● 第一多摩協組

【令和6年度達成：18団体】

● 足立第一支部

● 足立第二支部

● 大田第一支部

● 葛飾第一支部



脳血管疾患を未然に防ぐため



脳ドックを受診しよう！

事故防止コンテスト

交通共済協同組合等から提供を受けているデータに基づき、年間の人身事故発生率（人身事故件数／事業者数）の低い上位5団体に対し、総会にて表彰が行われます。

★上位5団体★

順位	団体名	事業者数	人身事故件数	発生率
1	東友支部	159	1	0.629%
2	城東支部	158	1	0.633%
3	東部支部	102	1	0.98%
4	新足立協組	101	1	0.99%
5	南多摩支部	100	1	1.00%

令和7年5月31日
更新者の皆さまへ期限更新申請書提出後の
道交法違反等報告の
徹底について

期限更新申請の際に添付した運転記録証明書の証明期間以降、更新期限満了日（5月31日）までの間に、新たな道路交通法の違反等があった場合には、宣誓書に基づき、行政当局に対して直ちに報告を行うこととされています。

しかしながら過去において、この報告を怠ったことが発覚し、当該事業者及び所属団体長が顛末書の提出を求められる事案が発生しております。

今般、令和7年5月31日付期限更新者につきまして、期限更新の処分が行われますが、新たな道路交通法の違反等があった場合には、直ちに報告をされますようお願いいたします。



防衛省市ヶ谷庁舎周辺の指導について

特定地域街頭営業ルール実施要綱

〔防衛省市ヶ谷庁舎周辺〕

(1) 靖国通り(合羽坂下交差点から市ヶ谷八幡町交差点)及び防衛省市ヶ谷庁舎正門周辺道路

イ 土・日、休日、祝日を含め終日、客待ち待機の禁止



防衛省及び牛込警察署より、防衛省市ヶ谷庁舎周辺における空車タクシーの不適正な客待ち行為、近距離客に対する乗車拒否について、再三にわたり改善要請を受けておりましたが、未だ改善が見られないことから、今般、令和7年6月2日より、「特定地域街頭営業ルール実施要綱」の指導対象地域に指定しました。

防衛省からは、改善が見られない場合は、「タクシーチケット契約の見直しをする」とも言われておりますので、適正営業をお願いします。

自動車安全運転センターより

証明書等

発行手数料改定の

お知らせ

この度、近年の物件費・人件費の上昇等の諸般の事情により、左記のとおり手数料の改定をすることとなりました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

改定日

令和7年10月1日

改定内容

○ 交通事故証明書

一通につき1000円

(現行 800円)

○ 無事故・無違反証明書

○ 運転記録証明書

○ 累積点数等証明書

○ 運転免許経歴証明書

一通につき 800円

(現行 670円)

計報

氏名

所属団体

享年

3月

野木 一浩 (東個協・葛飾第二支部)

野口 仁 (東個協・北第二支部)

渡部 嘉彦 (都営協・足立支部)

小嶋 鉄夫 (都営協・板橋支部)

寺内 和巳 (都営協・城北支部)

早見 敏男 (都営協・新中野支部)

大場 弘志 (都営協・朋友支部)

4月

倉前 靖男 (東個協・足立第二支部)

森井 正 (都営協・事業団支部)

玉木 正則 (都営協・第三事業団支部)

小出 義男 (都営協・新足立協組)

ご冥福をお祈り申し上げます。

82 59 69 82 69 70 78 59 88 73 64

行政処分状況

処分日	氏名	住所	処分内容 (車両停止)	違反事項	違反概要	点数
3月11日	中代精一郎	豊島区	60日車	車両法第58条 第1項他	無車検運行他	6点
3月14日	及川隆幸	中野区	文書警告	運輸規則第25条	業務記録の記載 事項の不備	0点

不適正営業集計表 (街頭営業適正化指導規程)

(件)

発生月	警告事案	処分事案	処分事案 (加重)	合計
令和7年2月	2	0	0	2
令和7年3月	6	1	2	9

地理モニター報告⑩

【新施設】

名称	概要	所在地	開始日
フェアモント東京	日本初上陸！ 世界的ラグジュアリーホテルが誕生。	港区芝浦1-1-1 BLUE FRONT SHIBAURA TOWER S	令和7年7月

【その他】

名称	所在地	廃止等
八芳園	港区白金台1-1-1	令和7年10月 改修工事が完成し営業再開

「がんこな運転」をやめて 安全運転を

警視庁主催

高齢タクシードライバー交通安全講習会

5月9日(金)午後1時より、「高齢タクシードライバー交通安全講習会」が開催されました。世田谷区喜多見の警視庁交通安全教育センターにて、個人タクシー事業者3名と法人タクシー事業者4名、計7名が参加し、運転適性検査、交通安全講話、実技を通して、年齢に合わせた安全運転の重要性を学びました。

講習会は講習内容を2つに分けて行い、前半はC R T運転適性検査とその結果についての講義、後半は教場コースへ出て実技が行われました。

適性検査の結果を踏まえた安全講話

では、「高齢者の皆さんは、私も含めて『がんこ』になりがちです。昔とった杵柄ではありませんが、自分の運転が一番大丈夫だと思っている方も多いのではないかと思います。皆さんはプロのドライバーですからその意識でいること自体がおかしいことではあります



教場コースで行われた課題走行

せん。しかし、今回受けていただいた検査の結果を見ていただいても分かる通り、歳を重ねると視野が狭まり、信号が見えなかったり、一時停止の標識が見えないということが確かにあると思います。自分の今の状況を素直な気持ちで受けとめて、安全な運転を心がけてください」という話がありました。

また実技では、運転時の正しい姿勢についての指導を受けた後、教官が同乗して課題走行を行いました。一時停止や指示された速度での走行、右折時の確認などを行った後、それぞれの運転者の安全面における弱点について、一人ひと

り丁寧な説明が行われました。参加した事業者からは「一時停止など、出来ていと思って運転しているのに、実際は出来ていないと見なされるということが分かった」「適性検査の結果から気を付けて運転してみたが、いざ運転してみるとやはりその部分が出来なかった。気を付けないといけないと心から思えた」という声が聞かれました。



「正しい姿勢で操作性が上げれば、結果的に危険から遠ざかることができる」と正しい姿勢の大切さについて説明を受ける参加者